解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月十一日開催の臨時社員総会の決議により、平成二十二年十一月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月三日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田一一二番地

特定非営利活動法人福祉と環境を共に考える心の杖

清算人　山岡　泰三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十月二十日開催の臨時総会の決議により、平成二十二年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月三日

千葉県成田市台方三四五番地

職業訓練法人印旛建築組合連合会

清算人　武藤富五郎

清算人　永嶋　淳一

清算人　野路　一郎

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年三月二十七日開催の通常総会の決議により、平成二十二年九月三日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月三日

千葉市緑区平山町七七四番地の二

清算法人千葉市平山土地改良区

代表清算人　深山　繁雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月三日

静岡市葵区伝馬町一〇番地

財団法人静岡繊維工業館

清算人　加藤信之助

解散公告（第三回）

当法人は平成二十二年八月二十八日開催の臨時総会の決議及び平成二十二年十月十八日滋賀県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月三日

滋賀県長浜市木之本町木之本一五二五番地

社団法人伊香相救社

代表清算人　畑野佐久郎

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年十一月五日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月三日

滋賀県野洲市行畑八八四番地

野洲町中畑・小篠原土地区画整理組合

代表清算人　山中　和夫

配当公告

秋田県秋田市川尻新川町六番一五号

破産者　株式会社石黒工務店

右の者に対する秋田地方裁判所平成二十一年（フ）第四〇八号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇四、一五二、九〇〇円

一、配当することのできる金額

金五、七〇二、四五四円

平成二十二年十二月三日

秋田県秋田市山王三丁目一番七号東カン秋田ビル六階

破産管財人　湊　貴美男

配当公告

名古屋市緑区大高町字寅新田八一番地

破産者　有限会社村川製作所

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一一六二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一九九、四八二、六四八円

一、配当することのできる金額

金三〇、九二八、六一八円

平成二十二年十二月三日

名古屋市中区丸の内二丁目二番七号丸の内弁護士ビル六〇一号鶴見法律事務所

破産管財人　鶴見　秀夫

配当公告

名古屋市中区栄二丁目九番五号

破産者　大栄住宅株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成十三年（フ）第四六二八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八、二八三、八三五、四七四円

一、配当することのできる金額

金二三四、四四四、一〇三円

平成二十二年十二月三日

名古屋市中区栄四丁目一番一号中日ビル八階

破産管財人　塩見　渉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市桂木三丁目三番地の一、最後の住所青森市問屋町一丁目一五番一〇号生協さくら病院

被相続人　亡　野呂　満政

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

青森市長島二丁目一九番一二号村上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村上雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市東原新町一八一三番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山内　さを

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

群馬県高崎市八幡町六六六番地

相続財産管理人　堀口　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市佐間三丁目一二番、最後の住所埼玉県行田市佐間三丁目一二番二一号

被相続人　亡　西村　敏夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

事務所埼玉県熊谷市宮町二丁目一二二番地

第一宮町ビル四階保岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　保岡　哲也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市篠尾町第六九号三番地、最後の住所福井市篠尾町第四一号一番地

被相続人　亡　吉川はふえ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月三日

福井市春山一丁目三番四号藤井ビル一階

福井さくら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三田恵美子

第40期決算公告

平成22年12月3日

福島県いわき市泉町下川字大剣1番地の164

常和運送株式会社

代表取締役　大兼　勝彦

貸借対照表の要旨

（平成22年8月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	839,856	流動負債	397,863
固定資産	147,499	固定負債	21,472
有形固定資産	118,250	**負債合計**	**419,336**
無形固定資産	1,350	株主資本	568,019
投資その他の資産	27,898	資本金	10,000
		資本剰余金	558,019
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	555,519
		（うち当期純利益）	（58,149）
		純資産合計	**568,019**
資産合計	**987,356**	**負債・純資産合計**	**987,356**